（裏　面）

注意事項

1　「種類」の欄には、「病院」、「診療所」、「自動車整備工場」、「造船所（ドック又は引揚船台に限る。）」、「港湾施設（係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設に限る。）」、「航空機又は航空機用機器を整備するための施設（飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに限る。）」、「自動車、船舶又は航空機に給油するための施設」のいずれかの該当するものを記載する。（例えば、「造船所（引揚船台）」、「港湾施設（係留施設）」、「航空機に給油するための施設」）

2　「所在する場所」の欄には、住所及び管理対象が明確になるような事項を記載する。

なお、当該場所は、自衛隊法第103条第１項の規定による処分については同項に規定する自衛隊の行動に係る地域内に、同条第２項の規定による処分については同項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。

3　「管理する内容」の欄には、既に特定した施設を示す場合には、具体的な施設の名称及び管理する箇所（例えば、「　　病院の　　棟全部／　　棟　　階から　　階まで」）を、施設の数量などを示す場合には、具体的な施設の種類と数量（例えば、「ガソリンスタンドを　　（施設数を記入）」、「自動車整備工場を　　（施設数を記入）」）を記載する。

4　「管理する期間」の欄には、管理の開始及び終了の期日（終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日）を記載する。

5　「管理する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、施設の管理を行う目的、必要性等について記載する。

6　「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

注：　自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する施設の管理が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。

別表第十三その二（第八十六条の七関係）

文書番号

発簡年月日

（都道府県知事）　殿

（防衛大臣／方面総監等）　印

処　分　要　請　書

（土地・家屋・物資の使用）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第１項本文／第103条第２項／第103条の２第１項の規定に基づき、次のとおり土地／家屋／物資の使用に係る処分を要請する。

種　類	
範　囲（土地・家屋）	
数　量（物　資）	
所在する場所	
使用する期間	
使用する理由	
連　絡　先	
備　考	

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

注意事項

1　「種類」の欄には、土地、家屋、物資が特定できるような事項を記載する。（例えば、土地（更地、農地、臨港交通施設（港湾区域及び臨港地区内の駐車場、ヘリポート））、家屋（住宅、店舗、工場、倉庫、港湾の旅客施設（待合所、宿泊所）、港湾の保管施設（倉庫、野積場）、空港のターミナルビル（旅客、貨物））、物資（具体的な車両、機械器具等の種類））

2　「範囲」の欄には、既に特定した土地、家屋を示す場合には、具体的な使用する箇所（例えば、「　　番地　　号から　　号まで」、「　　倉庫の全部／　　階」）を、土地、家屋の広さなどを示す場合には、具体的な土地、家屋の種類と広さ（例えば、「広さ　ヘクタールの更地」）を記載する。

3　「数量」の欄には、使用する物資の個数、重量等を記載する。

4　「所在する場所」の欄には、土地、家屋については住所及び使用対象が明確になるような事項を、物資についてはその位置が特定できるような事項を記載する。

なお、当該場所は、土地については自衛隊法第103条第１項に規定する自衛隊の行動に係る地域内、同条第２項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内又は同法第77条の２に規定する展開予定地域内に限り、家屋及び物資については同法第103条第１項に規定する自衛隊の行動に係る地域内又は同条第２項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。

5　「使用する期間」の欄には、使用の開始及び終了の期日（終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日）を記載する。

6　「使用する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、土地、家屋又は物資の使用を行う目的、必要性等について記載する。

7　「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

8　該当がない欄は、空欄とし、又は斜線を引く。

注：１　土地とは、民法（明治29年法律第89号）第242条本文の適用を受けた土地の従物、雑木、排水溝、石垣等土地の構成部分と考えられるものを含む。

なお、立木、民法第242条ただし書によつて独立の所有権の客体と認められたもの、第三者が所有権を取得した採取期の果実、土地に定着した機械・設備等、土地とは独立の物件と認められるものは、「立木等の移転・処分」（別表第13その６）の対象とする。

２　自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する土地、家屋、物資の使用が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。

３　車両、機械器具等の耐久財については、「物資の使用」の結果、消耗し、返却が困難な場合等には「物資の収用」（別表第13その４）の対象とする。

別表第十三その三（第八十六条の七関係）

文書番号

発簡年月日

（都道府県知事）　殿

（防衛大臣／方面総監等）　印